

上林新八はもと周防の國徳山の士なりしが故あり浪人して寶永の始つた廣しまに來り人の家かりて住けり新八貧くしてはたいとけなく依頼べき人もなかりしが一人の下部あり名を與右衛門とよぶ朝夕ひまなく物をつくり賣去るなし新八をはぐむこと年久しそのみならず常に人道のをしへを加へかしく生し立て殊に武士のわざをばかたのごとく修煉させけり享保十年七月廿九日銀壹貫目を賜はりてその忠勤をあらはさる與右衛門その銀を以て家を買ひ主人を移すませけるが幾ほどなく新八召出されて當家の臣となりぬ與右衛門主につかふるすべて四十七年にして延享元年甲子の三月某の日身まかりけるとなん

〔藝備孝義傳安藝國佐伯郡〕玖波村新屋七郎右衛門家來喜兵衛

喜兵衛は津田村の産なり二十ばかりの頃にや玖波驛に來りて新屋七郎右衛門が家につかへ慎勤ること二十五年ありて主もたのもしき者に思ひ其家の乳母をこれに妻あはせ家をもあたへたるが生理すばをはげみや、資も出來りしに七郎右衛門火災にあひて屋宅倉庫のこらす灰となりぬれば喜兵衛ふかく愁ひて又主の家にかへり夫婦はかりいとなみて宅倉もとのごとく造りけりまた年頃己がたくはへたる財物も底を拂ふて打出し家業も舊のごとく續かせける此時七郎右衛門死して子の半右衛門が代なり半右衛門また不幸にして七三郎といふ小兒と老たる祖母とを世に遺し妻とともに皆病てうせけり喜兵衛猶もたゆまず夫婦力を極て輔養ふおよそ衣服飲食みな二人してつかふまつり敢て人にさせしめず殊に誠をあらはせしは七三郎が瘡瘡の時渠等おもへらく此家の斷續まことにこにきはまれり今心力を盡さざらめやと六七十日の間晝夜いだきかへて護ける兩親世に在ともいかで如此なし得べきと見人皆稱歎せり喜兵衛子なければ養子せよと勸る人おほけれどかつて承引ず主の家かく危ければ私のおと思ふに暇あらずたゞ此人をもち立て此家おこすべきの外さらに念なく候と